

2013 年 4 月 5 日 全 14 頁

法律・制度 Monthly Review 2013.3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2013 年 3 月の法律・制度に関する主な出来事と、3 月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3 月は、平成 25 年度税制改正法（案）の国会提出（1 日）および可決・成立（29 日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○3 月の法律・制度レポート一覧	2
○3 月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
教育資金の一括贈与非課税措置の解説	5
○レポート要約集	9
○3 月の新聞・雑誌記事・TV 等	13
○3 月の大和総研ウェブサイトコラム	14

◇3 月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
6 日	法律・制度 Monthly Review 2013.2 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 10
8 日	自己株式取得の市場規制緩和の恒久化	横山 淳	金融商品 取引法	P. 2
11 日	いまさら人には聞けない 大量保有報告（5%ルール）の Q & A	横山 淳	金融商品 取引法	P. 29
12 日	連結当期純利益の定義が変わる ～上場子会社株の売却は資本取引に～	鳥毛 拓馬	会計	P. 4
15 日	空売り規制の総合的な見直し	横山 淳	金融商品 取引法	P. 14
18 日	デリバティブ取引の証拠金規制案 ～【BCBS/IOSCO 第二次市中協議】 為替フォワード・スワップは適用除外か～	鈴木 利光	金融制度	P. 15
	流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ） ～適格流動資産の範囲拡大、 2015 年からの段階的实施等の変更あり～	鈴木 利光	金融制度	P. 30
19 日	教育資金の一括贈与非課税措置の解説 ～法案により明らかになった内容と、 活用法・政策効果の考察～	是枝 俊悟	税制	P. 11
25 日	バーゼルⅢ、国内基準行版公表 ～【金融庁改正告示】「コア資本」導入、 銀行等劣後債の RW が 250%へ～	鈴木 利光 金本 悠希	金融制度	P. 38

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇政府、平成25年度税制改正法案、マイナンバー法案を国会提出。 ◇財務省、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を公表。 ◇金融庁、「国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボードによるメンバー要件の評価アプローチの最終化及び議長選出の公表について」を公表。モニタリング・ボードのメンバーとして金融庁の議席は維持され、議長には河野金融庁国際政策統括官が選出される。
4日	◇IOSCO（証券監督者国際機構）、最終報告書「集団投資スキームにおける流動性リスク管理に係る原則」を公表。
7日	◇金融庁、「空売り規制の総合的な見直し（案）等に係る御意見の募集について」を公表（4月8日まで意見募集）。 ◇IASB（国際会計基準審議会）、金融商品の減損に関する提案の改訂版を公表（7月5日まで意見募集）。
8日	◇財務省、英国との租税条約の改正交渉を開始する旨、公表。 ◇金融庁、「『金融 ADR 制度のフォローアップに関する有識者会議』における議論の取りまとめ」を公表。 ◇金融庁、「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）及び監督指針（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表。国内基準行向けの自己資本比率規制改正に関する告示等の改正を公布。原則として平成26年3月31日から施行。「国内基準行向けバーゼルⅢ」の正式な公表。
12日	◇金融庁、「『自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）』、『主要行等向けの総合的な監督指針（案）』等及び『金融検査マニュアル（案）』の公表について」を公表（3月18日まで意見募集）。適格中央清算機関に係る経過措置新設の案。
13日	◇「消費税法施行令の一部を改正する政令」が公布。消費税増税時の経過措置についての細則が定められる。 ◇金融庁企業会計審議会監査部会「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定について」を公表。
15日	◇金融庁、「『AOA（帰属主義）への対応に関する調査研究』及び『教育資金を通じた世代間資産移転促進制度に関する調査研究』報告書の公表について」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「『石油価格報告機関に関する原則』に関するよくあるご質問（FAQ）」を公表。
19日	◇日証協、「コミットメント型ライツ・オファリングにおけるQ&Aモデル」を公表。 ◇バーゼル委、「2012年6月30日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表。
21日	◇財務省、英国との租税条約の改正について基本合意に至った旨、公表。 ◇金融庁、「『金融検査マニュアル・監督指針』の一部改正（案）、『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）』等の公表について」を公表。銀行等に中小企業金融円滑化法の期限切れ後の対応を求める改正案（3月25日または3月27日まで意見募集）。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、市中協議報告書「市場構造の変化に伴う監督上の課題」を公表（5月10日まで意見募集）。 ◇ASBJ、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の初代メンバーに選出された旨、公表。 ◇バーゼル委、市中協議文書「銀行の外部監査」を公表（6月21日まで意見募集）。

22 日	◇政府、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案」を国会提出。 ◇バーゼル委、市中協議文書「信用保証取引のコスト認識」を公表（6 月 21 日まで意見募集）。
26 日	◇金融庁企業会計審議会「監査基準の改訂及び監査における不正リスク対応基準の設定に関する意見書」を正式に公表。 ◇バーゼル委、市中協議文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」を公表（6 月 28 日まで意見募集）。 ◇日本取引所グループ、中期経営計画を公表。スモールティック・パイロットプログラム（現行制度より細かい刻みの呼び値を用いた試験）の 2013 年度実施など。
27 日	◇政府、平成 25 年度暫定予算案を国会提出。5 月 20 日までの 50 日分の予算案。 ◇金融庁、「『企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）』の改正案の公表について」を公表（4 月 26 日まで意見募集）。有価証券報告書等の提出者が「やむを得ない理由」により有価証券報告書等を既定の期間内に提出できないと認められる場合における、有価証券報告書等の提出期限の延長に係る承認の取扱いを明確化する案。 ◇金融庁、「『財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』の公表について」を公表（4 月 26 日まで意見募集）。 ◇平成 24 年 12 月の衆院選について、有権者が「1 票の格差」について違憲であるとして選挙無効を求めた 16 件の訴訟について、高裁・支部の判決が出そう。2 件は違憲であり選挙無効とする判決、14 件は違憲または違憲状態だが選挙有効とする判決。
28 日	◇金融庁、「自己資本比率規制（第 1 の柱及び第 3 の柱）に関する告示の一部改正（案）、監督指針（案）及び金融検査マニュアル（案）に対するパブリックコメントの結果等について」を公表。告示等を公布し、原則平成 25 年 3 月 31 日から施行。バーゼルⅢ（国際統一基準行）に係る資本構成の開示要件。 ◇日証協・個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ、「日本版 ISA の円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」を公表。
29 日	◇平成 25 年度税制改正法・平成 25 年度暫定予算が参議院にて可決・成立。 ◇金融庁、「『金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの結果等について」を公表。海外発行証券の少人数向け勧誘が行われた有価証券について、少人数私売出しの要件に関する経過措置を 3 年間延長。 ◇金融庁、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項（平成 25 年 3 月期版）と有価証券報告書レビューの実施について」を公表。 ◇証券取引等監視委員会、信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る正確性の確保について建議。

◇今月のトピック

教育資金の一括贈与非課税措置の解説

2013 年 3 月 19 日 是枝 俊悟

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130319_006953.html

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表 1 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム①（贈与の方法等）

贈与者（贈与する者）	贈与を受ける者の直系尊属（父母、祖父母など）
受贈者 （贈与を受ける者）	教育資金管理契約の締結日において 30 歳未満
贈与の方法	以下のいずれかの方法 ①教育資金管理契約に基づき信託会社に信託する ②書面による贈与により取得した金銭を用い教育資金管理契約に基づき銀行等で預貯金として預入する ③書面による贈与により取得した金銭等を用い教育資金管理契約に基づき証券会社等で有価証券を購入する
非課税拋出額	「教育資金非課税申告書」および「追加教育資金非課税申告書」に記載された金額の合計額
教育資金管理契約への「非課税拋出額」の限度額	贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円まで （贈与する側については、何人に贈与するか、総額はいくらかについては制限なし。 贈与を受ける側については、何人から贈与を受けても、合計 1,500 万円まで）
拋出できる期間	平成 25（2013）年 4 月 1 日～平成 27（2015）年 12 月 31 日
受贈者の義務	非課税措置の適用を受ける旨、受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由して、信託等がされる日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。
再拋出 （複数回の贈与）	上記の期間内かつ、「非課税拋出額」の限度額の範囲内であれば、同一の金融機関の教育資金管理契約において資金の再拋出（複数回の贈与）が可能。 この場合、受贈者は、「教育資金非課税申告書」を提出した金融機関の営業所等を経由して「追加教育資金非課税申告書」を追加の信託等がされる日までに、当該「教育資金非課税申告書」を提出した税務署長に提出する。

（出所）法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム②（教育資金管理契約の条件）

共通の条件	受贈者の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であること
信託会社の場合	当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの ・信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること ・受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること ・当該受贈者を信託の利益の全部の受益者とするものであること ・その他政令で定める事項
銀行等の場合	当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他財務省令で定める預金または貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの ・教育資金の支払に充てるために預金または貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に領収書等を提出することが定められているものであること ・その他政令で定める事項
証券会社等の場合	当該受贈者と証券会社等との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められていること ・教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還、その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は証券会社等に領収書等を提出することが定められていること ・その他政令で定める事項

（出所）法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム③（教育資金と領収書等）

教育資金	①学校等に直接支払われる入学金、授業料等 ②学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭等
教育資金支出額	教育資金のうち、金融機関に領収書等が提出され、金融機関が確認を行い、記録された金額（ただし、上記②については 500 万円までしか「教育資金支出額」に算入できない）
受贈者の義務	教育資金の支払に充てるために口座から金銭を引出す場合には、金融機関に領収書等（注）を提出する。
領収書等の提出期限	いずれかの方式を受贈者が選択する [教育資金支払後口座引出し方式]¹ 教育資金の支払を行った後に相当額の金銭を口座から引き出す場合 →当該領収書等に記載された支払日から 1 年以内 [口座引出し後教育資金支払方式]² 口座から金銭を引き出した後に教育資金の支払を行う場合 →当該領収書等に記載された日の属する年の翌年の 3 月 15 日まで
金融機関の義務	・提出された領収書等により、払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額および年月日について記録をし、当該記録と領収書等を「信託等の終了日の翌年の 3 月 15 日後 6 年

¹ 法案では「教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合」とされているが、ここでは「教育資金支払後口座引出し方式」とした。

² 法案では「前号（筆者注：教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合）以外の場合」とされているが、ここでは「口座引出し後教育資金支払方式」とした。

	を経過する日」まで保存する。 ・「口座引出し後教育資金支払方式」においてある年の口座からの支払額が領収書等の合計額を下回るときは、上記の記録をする金額は、当該支払額を限度とする。
--	--

(注) 教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類または記録でその支払を証するもの

(出所) 法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 教育資金の一括贈与非課税措置のスキーム④（教育資金管理契約の終了時）

教育資金管理契約の期間	下記のいずれかに該当して教育資金管理契約が終了するまで ①受贈者が30歳に達する ②受贈者が死亡する ③口座の残高が0になる（受贈者と金融機関との間で教育資金管理契約を終了させる合意があった場合に限る）
教育資金管理契約終了時の扱い	・30歳到達時（または、残高が0になったとき） 「非課税拠出額」（図表1）から「教育資金支出額」（図表3）として払い出した額を差し引いた残額があれば、30歳到達時（または残高が0になった時）に贈与があったものとして贈与税を課税 ・死亡時 「非課税拠出額」から「教育資金支出額」として払い出した額を差し引いた残額があっても贈与税非課税
金融機関の義務	当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名・住所等を記載した「教育資金管理契約の終了に関する調書」を当該教育資金管理契約が終了した日（死亡時はその事実を知った日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出する。

(出所) 法案をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 学校別の1人あたりの「教育資金」の推計額（単位：万円）

	学校等への支払額		学校等以外への支払額	
	公立(国立)	私立	公立(国立)	私立
幼稚園	22 ～ 45	73 ～ 116	15 ～ 25	32 ～ 45
小学校	0 ～ 58	258 ～ 529	94 ～ 124	260 ～ 350
中学校	0 ～ 50	126 ～ 300	74 ～ 88	61 ～ 84
高校	0 ～ 71	68 ～ 206	33 ～ 47	52 ～ 71
大学	204 ～ 264	460 ～ 528		

(注)それぞれの学校にいる年数分(幼稚園は3年とした)の総額である。「公立(国立)」の欄は、高校までは公立、大学は国立を意味する。各欄の金額の下限は「教育資金」の定義を厳しく見積もった場合(給食費、通学費、制服代、施設利用費などを含まないものとした)、上限は甘く見積もった場合(前述のものを含むものとした)の金額である。大学における「学校等以外への支払額」については統計が得られなかった。万円未満四捨五入。

(出所)文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」および日本学生支援機構「平成22年度学生生活基本調査」をもとに大和総研推計

※(補足)図表5の「学校等以外への支払額」は、公立(国立)または私立学校に通う者についての学校等以外での教育資金の支払額を示している。

図表 6 進学コース別の 1 人あたりの「教育資金支出額」の推計額（単位：万円）

		教育資金の金額		教育資金支出額
		学校等への 支払額	学校等以外 への支払額	
A	すべて公立(大学は国立)の場合	226 ～ 488	215 ～ 284	441 ～ 772
B	高校まで公立、大学は私立の場合	482 ～ 752	215 ～ 284	697 ～ 1,036
C	中学まで公立、高校から私立の場合	550 ～ 886	235 ～ 308	784 ～ 1,195
D	小学まで公立、中学から私立の場合	675 ～ 1,136	222 ～ 304	897 ～ 1,440
E	高校まで私立、大学は国立の場合	728 ～ 1,414	405 ～ 551	1,133 ～ 1,965
F	すべて私立の場合	984 ～ 1,678	405 ～ 551	1,389 ～ 2,229

(注) 万円未満四捨五入。

(出所) 文部科学省「平成22年度子どもの学習費調査」および日本学生支援機構「平成22年度学生生活基本調査」をもとに大和総研推計

◇レポート要約集

【6日】

法律・制度 Monthly Review 2013.2 ～法律・制度の新しい動き～

2013年2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、欧州委員会が「強化された協力」に基づく11カ国の金融取引税（FTT）指令案を公表したこと（14日）、2012年度補正予算が参議院で可決・成立したこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130306_006904.html

【8日】

自己株式取得の市場規制緩和の恒久化

現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2013年4月30日までの時限措置として、一部、緩和されている。2013年3月7日、金融庁は、この緩和措置を恒久化する方針を明らかにした。

具体的な内容は、（1）1日の買付数量の上限を、直近4週間の1日平均売買高の25%から100%に引き上げ、（2）引け前30分間の買付けを可能とするというものである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130308_006918.html

【11日】

いまさら人には聞けない大量保有報告（5%ルール）のQ&A

本稿では、大量保有報告制度（5%ルール）に関する基本的な事項をQ&A形式で紹介する。

具体的には、大量保有報告制度の趣旨、株券等保有割合、自己株式・優先株・貸し株・担保権設定などの取扱い、重要提案行為等などを取り上げた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130311_006922.html

【12日】

連結当期純利益の定義が変わる ～上場子会社株の売却は資本取引に～

平成25（2013）年1月11日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「企業結合に関する会計基準（案）」及び関連する他の会計基準等の改正案（以下、改正案）を公表した。コメントは3月15日まで募集している。

主な改正点は、非支配株主持分（少数株主持分）の取扱い、企業結合に係る取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱い、の3点である。

なお、のれんについては、国際会計基準や米国会計基準と同様に、わが国の会計基準も償却しない取り扱いに変更するかどうかの議論が行われてきた。しかし、現状では、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに会計基準を改正することについて市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況にあるということで、現行の償却処理を継続することとしている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130312_006929.html

【15 日】

空売り規制の総合的な見直し

2008 年秋に一連の空売り規制強化が実施された。そのうち、Naked Short Selling の受託禁止や空売りの残高情報（ポジション情報）の報告・公表などについては、時限的措置とされている。その期限は延長を経て、2013 年 4 月 30 日までとされている。

2013 年 3 月 7 日、金融庁は、諸外国の規制の動向等を総合的に踏まえて、空売り規制を総合的に見直す方針を明らかにした。

具体的には、時限的措置のうち、Naked Short Selling の受託禁止は、対象に P T S における取引を加えた上で、恒久化する。

空売りの残高情報（ポジション情報）の報告・公表については、報告・公表の水準をそれぞれ 0.2%、0.5%と改める（現在はいずれも 0.25%）などした上で、恒久化する。

他方、（時限的措置ではない）従来の空売り規制のうち、価格規制については、常時規制がかかる現行の枠組みを見直し、前日終値から 10%以上下落した場合に発動するトリガー方式に改めることとしている。

金融庁は、関係者の準備期間等を考慮して、新しい規制の実施は 2013 年 11 月を目途とし、それまでは現在の時限的措置を延長することを予定している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130315_006940.html

【18 日】

デリバティブ取引の証拠金規制案

～【BCBS／IOSCO 第二次市中協議】為替フォワード・スワップは適用除外か～

2013 年 2 月 15 日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）と証券監督者国際機構（IOSCO）は、「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制」の第二次市中協議文書（CD）を公表している。

CD は、2012 年 7 月に公表された第一次市中協議文書に寄せられたコメントの慎重な検討及び定量的影響度調査（QIS）の結果を踏まえ、最終案に近い政策的枠組みを示したものである。CD へのコメント提出は 2013 年 3 月 15 日に締め切られている。

第一次市中協議文書は、G20 の要請を踏まえ、システミック・リスクの低減及び中央清算の促進を目的として、中央清算されないデリバティブ取引について一定の証拠金（当初証拠金及び変動証拠金）の授受を求めることを提案したものである（この大枠は、CD にあっても変更されていない）。

CD における第一次市中協議文書からの主な変更点としては、①現物決済を伴う為替フォワード・スワップを適用除外とすべきか否かを検討していること、②当初証拠金に 5,000 万ユーロを上回らない額の閾値（スレッシュホールド）が設定されること、③一定の要件を満たす限定的な場合に限って、当初証拠金として受領した担保資産の再担保を許容すべきか否かを検討していること、④当初証拠金に係る規制については、中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の規模に応じて、2015 年から 2019 年にかけて段階的に実施されること、⑤中央清算されないデリバティブ取引の想定元本残高（前年直近 3 ケ月の月末平均）が 80 億ユーロ未満の取引主体については、証拠金規制は適用されないこと、の 5 点が挙げられるものと考えられる。

これらは、いずれも第一次市中協議文書からの緩和と言えるものであり、市場参加者にとっては歓迎すべきものであろう。

もっとも、これらのうち、①と③の結論については、最終報告の公表（公表予定時期は不明）を待たねばならず、より慎重な検討がなされることになろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006941.html

流動性カバレッジ比率（バーゼルⅢ）

～適格流動資産の範囲拡大、2015 年からの段階的实施等の変更あり～

2013 年 1 月 7 日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、バーゼルⅢの流動性規制、流動性カバレッジ比率（LCR）の改訂版（改訂テキスト）を公表している。

LCR とは、「適格流動資産」を「30 日間のストレス期間に必要となる流動性」で除することによって得た割合を指す。BCBS は、2010 年 12 月に公表した「バーゼルⅢ」にて、新たに LCR をバーゼル規制（国際的な銀行の自己資本比率規制に関するガイドライン）に加えている。

改訂テキストは、2010 年 12 月公表の LCR テキスト（ドラフト）のアップデート版であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。

ドラフトからの主な変更点は、①適格流動資産の範囲の拡大（信用格付 BBB-以上の非金融社債、株式指数構成銘柄である非金融法人の上場株式、信用格付 AA-以上の RMBS を新たに算入）、②一定の資金流出項目の掛け目の緩和（例えば、事業法人等からの無担保ホールセール調達の流出率を、従来の 75%から 40%に緩和）、③2015 年から 2019 年の段階的実施の導入（従来は 2015 年から完全実施）、の 3 点である。

今回の改訂の目玉は、RMBS を適格流動資産に組み入れることの許容だろう。これを「証券化商品の帰還」と表現できるかもしれない。しかし、報道によると、米国にて発行されている RMBS の多くは、今回の改訂の恩恵を受けることができないという。

というのは、改訂テキストは、適格流動資産に組み入れることができる RMBS を、完全償還請求権付（フル・リコース）のものに限定しているが、米国の RMBS の多くはこの要件を満たさないためである。こうしたフル・リコース要件は、欧州の多くの国における RMBS をも適格流動資産から除外することになるという。

BCBS 加盟国が改訂テキストを自国の法規に落とし込む際に、こうしたフル・リコース要件をそのまま受け入れるか否かについては、注視する必要があるだろう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130318_006942.html

【19 日】

教育資金の一括贈与非課税措置の解説

～法案により明らかになった内容と、活用法・政策効果の考察～

2013 年 3 月 1 日、政府は「所得税法等の一部を改正する法律案」（以下、法案）を国会に提出した。法案により、平成 25（2013）年度税制改正で創設するとされている教育資金の一括贈与非課税措置のスキームがより明確になった。

法案では、非課税となる贈与の方法を、①信託会社への信託のほか、②銀行等への預貯金の預入、③証券会社等での有価証券の購入の 3 つとしている。

法案では、口座からの教育資金の払い出し方法としては、教育資金の支払を行った後に相当額の金銭を口座から引き出す方法と、口座から金銭を引き出した後に教育資金の支払を行う方法の 2 つが定められている。非課税の扱いを受けるには、それぞれの方法ごとに定められた期限内に、金融機関に領収書等を提出する必要があるとしている。

「教育資金」の範囲はいまだ明確化されていない部分もあるが、幼稚園から大学まで私立学校に通うとすると、概ね上限の 1,500 万円を使い切るものと考えられる。

法律上は教育資金の一括贈与は、教育を受ける子どもへの贈与であるが、（贈与がなかったとしたら）その子どもを育てる親が払う予定であった教育費の負担を軽減する側面もあり、実質的には「子どもを育てる親」への贈与とも言える。子どもを育てる親の世代にとっての教育費の負担が軽減されれば、その分だけ他の費用を支出する余裕が生まれ、教育費以外についても消費が拡大する効果が考えられる。

平成 25 (2013) 年度税制改正では、相続税の基礎控除の引き下げなどの相続税の課税強化も行われるとされており、生前贈与を行わなければ相続税額が増えるが、生前贈与を行えばその影響を緩和することができるという構図になっている。

なお、教育資金の一括贈与の非課税措置を設けても、親にも祖父母にも教育資金を出せるだけの所得や資産のない家庭の子どもにとっては、何も状況は変わらない。家庭の状況にかかわらず、能力に応じて子ども本人の望む教育を受けられるようにするための施策は依然として必要とされるものと言える。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130319_006953.html

【25 日】

バーゼルⅢ、国内基準行版公表

～【金融庁改正告示】「コア資本」導入、銀行等劣後債の RW が 250% へ～

2013 年 3 月 8 日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第 1 の柱」(最低所要自己資本比率)に係る告示の一部改正(改正告示)を公表している。改正告示は、いうなれば、「国内基準行向けバーゼルⅢ」であり、(国際統一基準行から 1 年遅れて、) 2014 年 3 月 31 日(適用日)から適用される。

改正告示は、最低自己資本比率については、従来の 4% を維持している(ただし、内部格付手法採用行については、当該銀行を国際統一基準行とみなし、普通 3 株式等 Tier1 比率 4.5% 以上を維持することが求められる)。

しかし、改正告示は、「コア資本」という概念を導入したうえで、調整・控除項目を厳格化することにより、自己資本の質の向上を図っている。

コア資本の基礎項目(プラス項目)については、現在算入が認められている非累積的永久優先株や劣後債の算入が認められなくなる。調整項目(マイナス項目)については、国際統一基準行(バーゼルⅢ)と同一の枠組みのダブル・ギアリング規制が適用される。

自己資本比率の分母については、国際統一基準行(バーゼルⅢ)と同様に、CVA リスク相当額(÷8%)の加算や中央清算機関(CCP)向けエクスポージャーの見直しが適用される。

普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係るリスク・ウェイトは、従来の 100% から 250% に引き上げられる。もっとも、経過措置により、当該エクスポージャーのうち適用日において保有するものについては、5 年間に亘ってリスク・ウェイトが段階的に引き上げられる(100%→150%→200%)。また、当該エクスポージャーのうち、適用日前に銀行等が発行した非累積的永久優先株(適格旧非累積的永久優先株)や劣後債等のリスク・ウェイトについては、2029 年 3 月 30 日までの間、(本則の 250% ではなく、) 100% とする。なお、同じく経過措置により、適格旧非累積的永久優先株は、2020 年 3 月 30 日までは、全額を基礎項目に算入できる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130325_006966.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
ニッキンマネー (4月号)	社会保障・税一体改革の家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
日本経済新聞 (3月6日付朝刊23面)	住宅ローン減税の改正についてコメント	是枝 俊悟
近代セールス (3月15日号)	徹底シミュレーション！相続税の改正でお客様の相続税額はこれだけ増える	是枝 俊悟
週刊東洋経済 (3月23日号)	2013年度税制改正についてコメント・試算等掲載	是枝 俊悟
角川マガジンス「ねんきん生活の便利帖」(3月21日発売)	税と年金のこれから	是枝 俊悟
時事通信社 401kweb (3月21日付)	教育資金の一括贈与非課税措置について掲載	是枝 俊悟
週刊金融財政事情 (3月25日号)	2013年度税制改正の勘どころ (贈与税・相続税・住宅ローン減税)	是枝 俊悟
Financial Adviser (4月号)	Q&A 日本版ISAを徹底理解する	鳥毛 拓馬
	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.25「消費税率引上げと住宅ローン控除の比較」	是枝 俊悟
大和投資信託ウェブサイト (3月14日掲載)	解剖 日本版ISA 第2回 日本版ISAで考えられる投資対象・活用方法	吉井 一洋
フジサンケイビジネスアイ (3月27日付2面)	TOBに関してコメント	横山 淳
BS11「報道プレミアム」 (3月31日放送)	特集「女性の元気で日本を再生！」に出演	是枝 俊悟
朝日新聞 (3月31日付朝刊3面)	社会保障・税一体改革の家計への影響試算を掲載	是枝 俊悟
日本経済研究センター (3月31日発行)	希望と成長による地域創造研究会 「地域アイデンティティ」研究分科会報告書に、『『幸福な共働き家庭』で豊かな地域をつくる——福井県の事例から』を寄稿	是枝 俊悟

◇3 月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
3 月 18 日	20 代は「ワーク・ワーク・バランス」を重視しよう http://www.dir.co.jp/library/column/20130318_006937.html	是枝 俊悟